

農地を農地以外の目的に 利用する場合は、 農地転用許可が必要です。

(市街化区域内では届出が必要です。)

STOP!

農地の違反転用

この農地に
すぐに家を
建てたい
なあ!



このままでは
無理です!

農地に家を建てる
場合だけでなく、
駐車場、資材置場、
太陽光発電パネル
用地などに使用し
たい時は、農地の
状況に応じて農地
法の許可や手続き
が必要です。



農地を無断で転用すると、農地法違反になります。
工事の中止はもちろん、農地への原状回復命令を受けたり、
厳しい罰則が適用されることもあります。

まずは地元の農業委員会に相談しましょう!



自分の農地だし。
自由に使っていいでしょ。

お客さんに頼まれたし。
許可は後でいいでしょ。

ダメです!

ダメです!

**たとえ自分の農地でも、工事前に
農地法の許可または届出が必要です。**

工事等の請負人も、農地法違反の対象者となります。
迷ったら、農地のある市町村の農業委員会に相談しましょう。



農地法違反の 罰則

個人: **3年以下の懲役** または **300万円以下の罰金**
法人: **1億円以下の罰金**

迷ったときに
頼りになる、
地元の
農業委員会。



◆連絡先

岐阜市	058-265-4141	羽島市	058-392-1111	各務原市	058-383-1111
山県市	0581-22-6830	瑞穂市	058-327-2103	本巣市	058-323-7755
岐南町	058-247-1370	笠松町	058-388-1114	北方町	058-323-1114
大垣市	0584-81-4111	海津市	0584-53-1111	養老町	0584-32-1100
垂井町	0584-22-7516	関ヶ原町	0584-43-1111	神戸町	0584-27-3111
輪之内町	0584-69-3138	安八町	0584-64-3111	揖斐川町	0585-22-2111
大野町	0585-34-1111	池田町	0585-45-3111	関市	0575-22-3131
美濃市	0575-33-1122	郡上市	0575-67-1835	美濃加茂市	0574-25-2111
可児市	0574-62-1111	坂祝町	0574-66-2408	富加町	0574-54-2113
川辺町	0574-53-2511	七宗町	0574-48-1101	八百津町	0574-43-2111
白川町	0574-72-1311	東白川村	0574-78-3111	御嵩町	0574-67-2111
多治見市	0572-22-1258	瑞浪市	0572-68-2111	土岐市	0572-54-1111
中津川市	0573-66-1111	恵那市	0573-26-2111	下呂市	0576-53-2010
高山市	0577-32-3333	飛騨市	0577-73-2111	白川村	05769-6-1311